**Circular Cotton Factory 会員規約**

**第１条（本規約の適用範囲）**

本規約は、一般社団法人Circular Cotton Factory（以下「CCF」という。）の定款に定める会員となった、法人、団体、事業者及び個人に適用する。

**第２条（会員）**

CCFの会員は、別紙記載のとおり、パートナー会員（CCFの目的に賛同して入会した個人及び団体。以下「会員」という。）とし、CCFの設立趣意に賛同し、本規約を承諾して入会申込書を提出したことを条件とする。

**第３条（入会手続）**

会員となるためには、本規約に同意の上、CCF指定の入会申込書に必要事項を記入し、記名（署名）・捺印の上、CCFへ提出し、CCFの理事会による入会の承認を得なければならない。

**第４条（会費）**

１　会員は、CCFに対し、別紙記載のとおり年会費を一括で納める。ただし、入会費は発生しない。

２　会費は、CCFの指定する口座への振込により納付する。ただし，振込手数料は会員の負担とする。

３　会費は、理事会の決議を経て決定し、必要により見直すことができる。

**第５条（入会の不承認）**

会員に次の事由が認められた場合には、CCFの理事会は、入会の承認を取り消すことができる。

⑴　入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載等があった場合

⑵　入会申込後一定の期間を経過しても、会費の納付がない場合

⑶　過去にCCFから会員資格の取り消されたことがある場合

⑷　その他、CCFが会員として不適当と判断した場合

**第６条（会費等の払戻し）**

会員が既に納付した会費等は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

**第７条（会員の特典）**

会員は、別紙記載のとおり特典を受けることができる。

**第８条（有効期間）**

１　本規約に基づく会員契約期間は事業年度（毎年１０月１日から翌年９月３０日まで）の１年間とし、CCFの事業年度の途中に入会した場合は、当該年度末までとする。

２　期間満了日の３か月前までにCCF又は会員のいずれからも、書面による特段の意思表示がない場合には、さらに 会員契約は１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

**第９条（変更の届出）**

会員は、CCFへ届け出ている名称及び法人名、住所、連絡先等に変更が生じた場合には、速やかに変更内容の届出をしなければならない。

**第１０条（退会）**

１　会員は、CCF所定の退会届を提出することで退会することができる。退会届は退会日の３か月前までに、CCF事務局へ提出しなければならない。

２　会員は、退会時に未納付の会費等がある場合には、退会によりCCFに対する納付の義務を免れない。

**第１１条（会員資格の取消し）**

会員が次の事由に該当する場合、CCFは会員資格を取り消すことができる。

⑴　CCFの名誉を著しく傷つける行為やCCFの目的に反する行為及び会員としての品位を損なう行為があったとCCFが認めた場合

⑵　CCF又は他の会員の情報を漏えいし、信用を毀損した場合

⑶　会費の納付が１か月以上遅滞した場合

⑷　会員が解散又は死亡した場合

⑸　法令及び公序良俗に反する行為を行った場合

⑹　反社会的勢力及び反社会的勢力と思われる団体又は個人との関わりが判明した場合及びその疑いが持たれた場合

⑺　本規約及びその他CCFが定める規約に違反及び会員資格を取り消す正当な事由がある場合

**第１２条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）**

会員は、前条により会員の資格を取り消された場合には、CCFに対する会員としてのすべての権利を喪失する。ただし、会員の未履行の義務を免れることはできない。

**第１３条（本規約の改定）**

１　CCFは、事業運営及び社会情勢の影響等により、本規約の一部又は全部を改定することがある。

２　本規約を改定した場合には、改定された規約をメール、郵送その他の通信手段によって通知し、受領された日をもって改定に合意したものとみなす。

**第１４条（会員情報の取扱い）**

CCFは、会員より申込時に提供された会員情報は、サービスの提供を目的とする場合にのみ使用する。

**第１５条（損害賠償）**

１　CCFは、情報提供等により、直接又は間接的に会員又は第三者に生じた損害について、その内容、方法の如何に関わらず、賠償する責任を負わない。

２　会員は、第三者との損害賠償請求などの訴訟において、CCFを当事者として関与させないことに同意する。

３　会員は、本規約に反した行為又は不正若しくは違法な行為によりCCFに損害を与えた場合には、CCFに対して、損害賠償の責任を負う。

**第１６条（管轄裁判所）**

CCFと会員との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第１７条（規約の発効と改定）**

本規約は、CCFの成立の日から発効する。また、本規約は、CCFの理事会の決議を経て改定する。

**附則**

1. 令和４年３月２６日　第４条３項、第５条、第１７条の変更
2. 上記１は、理事会の決議のあった日から施行する。
3. 令和４年４月２５日　別紙の変更
4. 上記３は、理事会の決議のあった日から施行する。

【別紙】

**【パートナー会員】**

Ⅰ　会費：　年額（１口）６万円

ただし，事業年度（毎年１０月１日から翌年９月３０日まで）の途中に入会した会員は，５０００円に入会した月（日割りによる減額はしない）から翌年９月までの月数を乗じた金額を年会費として支払い，翌年度以降は年額（１口）６万円を支払う。

Ⅱ　特典

ⅰ）CCFホームページへの社名若しくは団体名又は氏名の掲載

ⅱ）CCF100プロジェクトへの掲載権

ⅲ）オリジナル商品の共同開発

ⅳ）CCFオリジナルカレンダーの送付

ⅴ）年2回の情報冊子の送付

ⅵ）年1回のCCFサミットへのご招待

ⅶ）CCFのロゴマークを貴社の広報およびCCPを使用した貴社製品に使用する権利